

戦争を必然とみることの意味

——ヘーゲル『法の哲学』における

相互承認の積み重ねとしての国際関係——

神山伸弘

一 はじめに

ヘーゲルが『法の哲学』(一八二〇年)の「対外主権」・「対外国法」論などで展開した戦争論に関する一般的な理解は、その「世界史」の議論と絡められ、民族精神の自己実現過程においてただ一つの国家が世界制覇を達成するために国家間の戦争が当然視される、といったものであろう。たとえば、ある国際政治学者は、次のように言う。「ヘーゲルは、歴史はそれぞれの国家がその民族精神 (Volkgeist) の自己実現を図っていく過程であり——したがって国家間のイデオロギー的対立から戦争は必然的に起る——、それぞれの歴史的段階においてその時代の精神を代表する国家はただ一つである、と主張した」⁽¹⁾。こうした

理解では、「民族精神の自己実現」なるものが東西冷戦期的文脈で「イデオロギー」と読み替えられ、イデオロギー対立によって戦争が必然的に起るとヘーゲルが主張しているかのように説明される。⁽²⁾

このようなヘーゲル理解——それが妥当であるかどうかについてはまさに本論を通じて明らかにしなければならないことだが——を前提として、かかる戦争論を内包する「ヘーゲルの国家観や歴史観」は、「われわれがいま置かれている(一九八〇年台の——引用者) 国際政治の状況と歴史発展の方向性」に照らせば、「いちじるしく妥当性を欠いたものになりつつある」とされ、その無効性が宣言される。このさい、「国際政治の状況と歴史発展の方向性」として重要視されるのがイデオロギー対立の終焉なるものであり、加えて国家主権の絶対性の喪失、

「国家に凝集していた国民的抱負」の崩壊などがそれとして挙げられる。⁽³⁾このような状況認識の当否についてはわれわれの主題ではないのでさておき、むしろ注目したいのは、カント的な構想に依拠して、主権国家の黄昏によって剥き出しになった個人を「人間共同体」として直接的に統合することの現実味が語られることである。⁽⁴⁾

「現状追認」的なヘーゲルと理想追求的なカントという俗説的な対比が、このような国際政治学者の評価を延長すると——「好戦」的なヘーゲルと平和的なカントという図式は維持されながら——今日的にはまったく逆転されることになるわけだが、もちろんそれは、状況依存の社会学的認識がたんにソフィステケートされただけのことで、もとより思想的理解として——ましてや哲学的理解として——提示されているわけではない。しかしながら、まさに後者の点にこそわれわれの関心がある。とりわけ、ヘーゲルがカントの議論を意識しつつ戦争論を展開し、また国際政治学者が両者を対比している以上、両者の議論の間にある同一性と差異を見極めていく必要があると思われる。おそらく、このような作業を通じてこそ、戦争と平和をめぐり対極とみなされる論理的構造的な理解が果たされることになるだろう。

そこで、われわれとしては、なにゆえヘーゲルが国際関係において戦争の必然性を語ったのか、また国際連合によらない平和保障をいかにして提示したのか、『法の哲学』の「対外主権」論と「対外国法」論を中心に、適宜『ハイデルベルク・エンチュクロペディー』や「自然法と国家学（法）」講義録なども参看しながら検討することにしたい。

二 国家並存状況では戦争が必然的とみなされる

戦争の必然性を考えるさい、実際の戦闘行為が連綿と続いているという意味でこれを語ることは直観的な事実から、その準備段階をも包括するものとして考えるのが当然とも思える。たとえば、カントにしたがって、「たとえ敵対行為がつねに生じている状態でないにしても、敵対行為によってたえず脅かされている状態」のことを「戦争状態」と考えるのも (E.F. 384: 二六)⁽⁵⁾、一つの考え方であろう。

これに対し、ヘーゲルは、戦争ということで、一般的な敵対行為、安全の不在と考えるよりは、より限定的に暴力が実際に行使される相関関係と考えていると思われる。たとえば、『ハイデルベルク・エンチュクロペディー』(一八一七年)では、国家の「独立性」は、国家という「人格間の抗争を、暴力の相関関係すなわち戦争状態にする」(E.F. 344, S. 297)⁽⁶⁾と議論する。ここでは、一般的な抗争関係から暴力行使の関係への明確な区別と移行が指摘されている。また、一八二二・二三年の「自然法と国家法」講義では、「諸国家は平和の状態と戦争の状態のあいだをたえず動揺している」⁽⁷⁾と指摘する。ヘーゲルは、国際関係を単純に戦争一色で塗りかためたりしないのである。したがって、ヘーゲルを取り上げて考える場合、戦争の必然性とは、とくに暴力行使に至らざるをえない必然性としてより限定的に考えなければならぬ。

ヘーゲルが戦争の必然性をどうとらえたか端的にいえば、国家は、その独立性・自立性を保守せざるをえないゆえに、戦争に至らざるをえ

ない、ということになる。一八一七・一八年の「自然法と国家学」講義においても、ヘーゲルは、「戦争は、自立した諸国民が並存して現実存在しているがゆえに、必然的なものとみられなければならない」(§ 160 Ann., S. 219)⁽⁸⁾という。この講義での言及箇所は、国家論の「対外国法」の議論に属し、後の『法の哲学』でも対応する箇所に戦争の必然性に関する言及がある。

このさい、『法の哲学』で議論される戦争の必然性は、必ずしも諸国民の独立性・自立性に由来するとストレートに説かれるものではなく、「占有や生命といった有限なものが偶然的なものとしての運命に定めおかれるのは、必然である」(§ 324 Ann.)⁽⁹⁾というかたちで語られる。したがって、「必然」という言葉にこだわるかぎり、ここでは、必然とされる対象がずれているといわざるをえない。国民の独立性・自立性を考えるときには国民全体が問題になるのに対し、占有や生命の偶然性を考えるときには個々の国民が問題となっているからである。

もっとも、『ハイデルベルク・エンチュクロペディー』でも、一八一七・一八年の講義録でも、直後に、国家の自立性や人倫的実体を維持する献身について語られるから、全体的に問題の立て方については大きな変動がないといべきだろう。「占有や生命」への言及は、「国家の自立と主権を維持するという義務」(§ 324)にかかわることだから、ここでも国家の独立性・自立性に起因する戦争の必然性に触れているわけである。ただ、少なくとも確認できることは、戦争の必然性を考えるさいに、国家の個性性(独立性・自立性)レベルで説く論理と、国家に属する個

体(個人)レベルで説く論理の二層があること、そしてこれらがたいに媒介しあっていることである。もっとも、以前には国家の個性性レベルで必然性を説いていたものが、『法の哲学』ではそれが背景に退いたという力点移動を考えることもありうるであろう。

いずれにせよ、「占有や生命」の偶然性に戦争の必然性を求める個人レベルの論理は、ヘーゲルによって「哲学的理念」、「摂理の弁護」にすぎないといわれていること、そしてまた「現実の戦争はなお別の弁護を必要とする」とされていることに充分注意する必要がある(§ 324 Ann.)。つまり、ヘーゲルは、「占有や生命」が偶然的だから現実の戦争が起こらざるをえないとか、国民の倫理的健全性を保持するために戦争が起こらざるをえないなどと主張しているわけではない、ということである。個人レベルに戦争の必然性を求める議論は、戦争の原因論ではなく、その結果論であることが、ヘーゲルによって明白に自覚されている。この点をつかむことは、ヘーゲル理解にとって決定的に重要だと思われる⁽¹⁰⁾。

このため、原因論としての戦争の必然性は、ヘーゲルの場合、あくまで国家の個性性レベルで検討しなければならない。このさい、ヘーゲルの議論を「国家があるから戦争がある」と平板化して理解することが可能であれば、これには、「国家があっても戦争はなくせる」という理想主義が対置されるかもしれないし、あるいは「戦争をなくすため個別国家をなくそう」という世界国家論もしくは世界市民主義が主張されるかもしれない。そして、この問題を議論するときには、冒頭にも紹介した

ようなカントを持ち上げるやり方があるから、そのような思想的な対置に意味があるのか問う必要が出てくるだろう。

カントは、『永遠平和のために』において、国際法の理念が分離独立した多くの国家の存在を前提としており、諸国家の「連合的合一」がそれらの敵対行為を予防しないかぎり、諸国家の独立並存状態は「それ自体としてはすでに戦争の状態」だと評価している (EF. 367: 六九)。もちろん、カントには、このように議論することによって、むしろ諸国家の「連合的合一」の形成を通じて戦争の防止をめざす積極的な意図がある。したがって、国家の独立性と戦争状態が蹀を接している事態は、カントによって明白に否定的にとらえられている。

しかしながら、カントがこうした戦争状態を——あくまで次善のものであるとしても——肯定的に評価する面があることも見落としてはならないだろう。すなわち、国家間にそれ自体としてある戦争状態は、「他を制圧して世界王国を築こうとする一強大国によって諸国家が溶解してしまうよりも」(ibid.)だとされている。カントによれば、「一大強国」による「魂のない専制主義」は、善を根絶やしにし無政府主義に陥るものだから (ibid.)、そうであるよりは、戦争状態にありながらも善をなす国家のあるほうが優れていると評価されるわけである。

もっとも、カントは、平和状態を義務とする「連合制度が次第にすべての国家の上に拡がる」(EF. 356: 四二) ことを構想するから、当然ながら戦争状態をそれ自体として是認するわけではない。しかしながら、「諸民族合一国家」もしくは「世界共和国」については、諸国家は「一

般命題として (in thesi) 正しいことを具体的な適用面では (in hypothesis) 斥ける」(EF. 357: 四五) から現実味が無いと評価し、結局のところ諸国家の連合的合一のレベルで諸国家の平和状態を構想することになる。いずれにせよ、カントの平和主義は、複数ある個別国家を完全に廃絶した上に構想されるものではありえない。

ここでぜひとも注目しておきたいことは、カントにしてもヘーゲルにしても、等しく、個別国家の独立性それ自体を積極的に評価し、また、そのことと諸国家間の戦争状態とが必然的に関連しあうと認識している点である。ヘーゲルは、これらの諸点にかんするかぎり、カントの敷衍論の道を踏み外していないことは銘記しておきたい。このことは、諸国家を一国家に統合する展望を積極的に主張するフィヒテの議論と比較するとより鮮明になってくる。

たとえば、フィヒテは、『自然法の基礎』において、「地表に住むあらゆる人間は、次第に唯一つの国家内で合一するようになるだろう」(GN. 369: 四三六)⁽¹⁾と述べ、「この同盟が普及し、次第に地上の全体を覆うようになると、永遠平和が訪れる。これは国家間に唯一権利にかかった関係である」(GN. 382: 四五二)と主張し、カントの提唱した諸国家の連合的合一を踏まえて、さらにはカントが現実的には不可能とみた世界の一国家的統合(世界国家)へ進むことを展望する。

カントの議論を世界国家への前段階的なものとみなすフィヒテの立場は、みずから自覚的に採られたもので、その自覚のほどは、フィヒテの「カントの『永遠平和のために』論評」にうかがわれる。「諸国家に

とって、相互の関係において戦争という無法状態から抜け出すための方法は、諸個人が戦争状態から抜け出すための方法と同じものしかありえない。すなわち、諸個人が一つの公民国家へと結合するように、諸国家が多民族から構成される一つの国家に統合することである。(中略)カントによって提起された平和の維持のための諸民族の同盟は、ただ中間的狀態であり、人類はこの状態を通過してあのすばらしい目標に向かって進んでいかなければならない⁽¹²⁾。冒頭で紹介したような主権国家の黄昏によって剥き出しになった個人を人間共同体として統合する試みは、カントのものというよりはフィヒテのものというべきだろう。

要するに、カントは、諸国家が平和状態に至る道を、理性的には世界国家に認めるとしても、現実的には諸国家の連合的合一にあるとした。これに対して、フィヒテは、現実性に対する評価を抜きに世界国家を展望したわけである。ヘーゲルはといえば、現実的とならない「理性的なもの」は理性的ではないから、世界国家を展望する議論は没理性的で論外ということになる。現実的に理性的であろうとすれば、諸国家の並存状況を前提として議論をせざるをえないが、カントとヘーゲルは、少なくとも形態的にはこの点において同一の地平に立っている、ということである。つまり、両者は、「戦争をなくすため個別国家をなくそう」という主張を採らないわけである⁽¹³⁾。しかも、平和状態の形成と称して強引に世界王国を形成する動きがあるとすれば、カントは、むしろ諸国家の並存という戦争状態を容認することになる。ヘーゲルの議論は、カントによるこうした戦争状態容認論を継承しているのである。

諸国家の並存を基礎としてこれに「平和状態は創設されなければならない」(E.F. 384: 二六) という方向性を加味することで、カントの諸国家の連合的合一の議論が構築されている。したがって、「国家があっても戦争はなくせる」というのがカントの立場だが、こうした平和状態の創設がありうるとしても、それが戦争状態「より後の」ことであるかぎり、諸国家の並存という戦争状態をまずは見咎めなければならぬであろう。そして、「より後の」こととしては、平和状態の創設に向けた方向性がそれ自体別に評価されなければならないし、ましてや平和状態の創設が諸国家の連合的合一となるのかどうかは、諸国家の並存の地平では未決のままである、という出発点を確認しておかなければならない。言い換えれば、諸国家の戦争状態、平和状態への方向性、国際連合の提唱という三契機は、さしあたりばらばらの契機であって、それらの間に緊密な必然的連関があるところから始め決めつけるわけにはいかない、ということである。そうした目で見たとき、まずなによりも焦点を当てなければならぬのは、諸国家の並存状況において必然的とみなされる戦争状態の演繹のあり方である。

三 国家は自由な精神として戦争に至る

諸国家の並存状況において戦争が必然的だとみなされるのは、もちろん国家に独立性と自立性があるからだだが、しかし、国家が平和愛好的な本性を持つのであれば、国家の独立性と自立性から戦争の必然性を語る必要もないと思われる。ところで、このさい、歴史のなかで個々の国家

が平和愛好的な実績を持たなかったことをたんに指摘するのでは、「国家が平和愛好的な本性を持ちえない。つまり、戦争が必然的である」とするに十分ではないだろう。というのも、こうした経験主義は、「われわれが戦争の災禍を痛感しているからには、今後平和愛好的な実績を築いていけばよい」と決意を語る立場に対抗することができず、たんなる現状追隨の議論として最悪の「現実主義」に墮することにもなるからである。

したがって、戦争の必然性が語りうるとすれば、国家の独立性と自立性からいかにして戦争の必然性が推論されるのかという点に答えなければならぬ。もっとも、単純に国家と戦争が不可分のものととらえられない。しかし、他方で国家と平和の結合も主張されうるとすれば、優先的に平和との結合を斥けるだけの理由が示されなければならないはずである。

このことを考えるさいに、まずはカントの論理構成をみておこう。カントは、諸国家間の戦争状態を個々人も身をおくことのあるとみられる自然状態として議論する。この戦争状態は、先にも引用したように、「たとえ敵対行為がつねに生じている状態ではないにしても、敵対行為によってたえず脅かされている状態」としてとらえられ、他者が「平和状態の保障」を与えないかぎりには、他者を「敵として取り扱う」ことを可能にする、と主張される(«*ibid.*»)。そして、見やすい議論だが、このような「平和状態の保障」の組織化が「国際連合(Völkerbund)」と

いうことになる。「各民族は自分たちの安全のために、それぞれの権利が保障される場として、市民的体制と類似した体制に一緒に入ることを他に対しても要求でき、また要求すべきなのである」(«*ibid.* 354: 三八)。

近代自然法理論を準用して、ホッブズの「自然状態」戦争状態にある個々人が国家を要求するように、諸国家も国際連合を要求する。これが、国際連合を演繹していくカント的な論理の核心だが、国家と戦争の媒介項は、この場合、自然ということしかないから、むしろ国家と戦争は直接的に一体化している、と言ったほうがふさわしい。「国家は自然として戦争に至る」。カント的には、こう言わざるをえないだろう。

もちろん、個々の国家が国際関係で自然状態におかれているという認識は、ヘーゲルとしても共有するものである。民族は、「それだけで独立して同様の別の個体に対立しており、この別の個体に対する自然状態の関係のなかで絶対的に自立的なものとして存在する」(I, §159, S. 247)。これは、「対外国法」論の議論だが、『法の哲学』で対応する議論でも、「諸国家間の関係は、相互に自然状態のうちにある」(§333)とされている。

もっとも、ヘーゲルが国際関係を自然状態として認めるかどうかは、重要な問題ではない。周知のように、ヘーゲルは、自然状態に依拠する近代自然法理論的な国家導出の論理を認めていない。近代自然法理論では、「自然法が妥当すべきである」とされる自然状態というものが案出されるとともに、それに対して社会と国家の状態はむしろ自由の制限、自然的な権利の犠牲を要求する「とされる」(«*ibid.* §415 Anm., S. 286)。

ヘーゲルが国際関係を特色づけるさいの自然状態は、このような意味での案出物、フィクションではなく、あくまで現認できるものとして考えられている。逆に、これを近代自然法理論で語られる自然状態として認知することができたなら、ヘーゲルは、カントと同様に、平和状態を保障する国際連合を構想することができたかもしれない。ヘーゲルがそのようなにできない理由の一端は、国際関係の自然状態がフィクションではないがゆえに、かかるフィクションに依拠する論理で国際連合を構想することができなかったことともあると思われる。

いずれにせよ、ヘーゲルが国際関係を自然状態と特色づけるにもかかわらず、国家と戦争の関係は、自然によって媒介されているのではない。きわめて平凡なことであるが、ヘーゲル的には、国家の独立性・自立性そのものに国家と戦争を結びつけるものが含まれている。しかし、この場合の国家の独立性や自立性をヘーゲルの論理を介さずに物理的存在のそれと同列に理解するのでは、戦争状態もホッブズ的な理解にとどまり、ビリヤードモデル的に国際関係を考えるしかなくなるだろう。

そこで、国家の独立性・自立性をヘーゲルに即して考えるには、その内的構造もあわせて理解する必要がある。ヘーゲルの論理構成によれば、国家が独立性・自立性をもちうるのは、端的にいつて国家が自由の精神だからである。「精神は自由においてはおのれに対する無限に否定的な関係だから、精神は同じくまた本質的に、存立している区別をおのれのうちへ吸収してしまっている独立存在 (Für-sich-sein)、したがって排他的である独立存在である。国家はこの規定のかたちで個性性をも

つ」 (§321)。

「対外主権」論冒頭のこの規定は、国家が独立しうるためには、国内体制への否定的な関係を有していなければならないことを指示している。加えて、こうした自己否定的関係は、定在のかたちでは他者関係として現象するとされるから (§323)、国家の独立とは、他の国家との否定的関係において自己否定をも遂行し、そのことによってかろうじて独立存在に定在を与えるかたちで成り立っている。そして、まさに、自己否定を不可分に含むこうした否定的関係こそ戦争の内在的原因となるものであり、国家の独立性・自立性が戦争を必然とするとは、それがこうした否定的関係に呪われている、ということにはかならない。そうであるがゆえに、国家は、第一義的に、平和には結びつかず、戦争と結びつくのである。

国家が相互に主権的に独立するのは、「国家としての民族が、実体的に理性的であるとともに直接的に現実的である精神であり、したがって地上における絶対的威力である」 (§33) からだが、他国との否定的関係が免れないがゆえに、主権は他国と無関係に樹立できない。このように「他の国家に対して存在すること」は、「他の国家によって承認されている」ということであり (ibid)、国家が主権的に独立するため他国との間で承認闘争に入り込むことが、国家と戦争が連結する基礎的な地平ということになる。要するに、ヘーゲル的には、「国家は自由な精神として戦争に至る」のであり、実際の戦争は、国家が自由な精神として独立態・自立態であることの本質を露呈した事態ということになる。

国家と戦争を媒介するものが近代自然法理論的な自然とみるかヘーゲル的な自由な精神とみるかに有意義な違いを認めることはできないかもしれないが、カントとヘーゲルの間にあるこうした差異は、個別的国家が国際関係に登場するさいの在り方に決定的な分岐をもたらさざるをえない。

国際関係の戦争状態を近代自然法理論的な自然状態として考えれば、平和への志向性があるかぎり、国際関係の総体をくくる平和の保障によって——つまりたとえば国際連合によって——戦争を克服しなければならぬと想定せざるをえなくなる。ところが他方で、このような平和の保障がないかぎりでは、戦争に訴えることが当然の自然な権利として主張されることになる。ホッブズの自然法は、まさにこういう性格を持っていたが、自然状態下で他者を「敵として扱う」ことの正当性を原理的に主張する点で、カントの議論も同列の論理を内包している。

国際関係の戦争状態を自然状態だとみても、これを近代自然法理論的に把握せず、むしろヘーゲル的な自由の精神だととらえるならば、こうした精神の具現である国家の独立性は、他国との関係において始めて成り立つものだから、すでにそこには他者関係が存在している。他者関係という否定的関係は、それ自体は戦争の必然性の根幹をなすものだが、それはつねに一律に戦争を引き起こすものではなく、むしろ実際の関係では承認の実現という平和の可能性も含んでいる。ここには「振舞い方の内的一般性」である「習俗」もはたらいっている (§339)。もちろん、この程度のことならば、戦争状態を自然としてとらえた場合にも、同様

のことがいえるかもしれない。しかしながら、きわめて重要なことは、戦争状態を精神の関係としてとらえた場合、平和の保証がないことを盾にとつて相手側を「ならず者国家」と一方的に断定し攻撃するほどの自らの当然的な「権利」なるものがある国家に賦与することがない、ということである。少なくとも相手側は、相応の人倫性を実現している国家であり、そうしたものとして同等の権利を主張する存在だから、時に戦争によって紛争に決着をみななければならないとしても、当事国間の主張を超えた高みでおのが主張を権利づけることができない⁽¹⁴⁾。

もっとも、自然として戦争状態をとらえることの真意は、自然の戦争権を高唱することにはなく、むしろそれを放棄しうる平和の保障を求めることにあるだろうから、こうした平和への方向性こそが評価されなければならない、といわれるだろうし、そのことは当然である。しかし、同時に忘れられてはならないことは、平和への方向性は、自然として戦争状態をとらえることの独占物ではない、ということである。「戦争の状態を通じて、自由な民族諸個体の相互承認が生ぜしめられる。(中略)この場合、和解による平和——これは永遠に持続すべきだとされる」(H.E. §46, S. 298)。ヘーゲル的に、自由の精神がもつ否定性の顕現として戦争をとらえる場合でも、国家の独立の承認ということには、それ自体として平和共存の含意があることを考えておく必要がある⁽¹⁵⁾。

もちろん、カントの立場からすれば、ヘーゲル的なこうした平和共存は、ある特定の戦争を終結させておくだけのもので、「すべての戦争が永遠に終結する」のをめざすものではないから (H.E. 356: 四三)、不

十分にすぎることになるだろう。しかしながら、「平和連合」(H. 396: 四二二)とても国家承認が基礎となっていることは疑いがない。むしろ、平和連合が国家承認の全般化であるとすれば、カントもいうように個々の国家はその下で「国家そのものための自由」(H. 356: 四三三)を享受する以上、平和連合はそれ自体としての使命を失う可能性がある。なぜなら、平和のためには、ヘーゲルの実質的な国家承認を全般的に積み重ねていけばそれでよいともいえるからである。

ともあれ、国家の独立承認が平和への方向性を持つものだとしても、国家に対して独立の承認が与えられるべきだ、という当為として語られるものでもない点は注意を要する。「国家が国家であるというだけの理由で、国家のこうした承認を要求することは抽象的である」(§331)。したがって、国家の独立の承認による平和共存とはいっても、その平和の現実性は別次元だともいえよう。では、国家が承認される地平をヘーゲルはどうとらえているのか。

四 国家承認地平の相対性

国家の独立の承認をより具体的なかたちで与えるのになにが必要かといえ、承認を求める側の「国家の内容である憲法体制と実態」(ibid.)の評価である。このさい、それが承認に値するの可否かを評価するのは、承認する側の権限に属する(ibid.)。それをネガティブに評価するなら、次のようなことが起こりうる。「ある国家が、他の国家の自立性にとって脅威的なものとなり、いかなる平和状態も想定させな

いような憲法体制を持つならば、他の国家は、その国家を承認しないこともあるし、それがみずからの憲法体制を変更するよう要求する場合があります。だが、後者の直接の意味でこうした要求がなされてはならない。というのも、その国家に自分の憲法体制をやめろと要求することになるからである。しかし、こうした要求は、間接的にはなされてよい」(I. §161, S. 251)。

他国の憲法体制を評価して、場合によってはその変更要求まで間接的になしうるとするのは、きわめて内政干渉的で容認できない議論と思われよう。しかも、たんなる干渉にとどまらず、場合によっては戦争に訴えることもありうると思なされる。戦争によって国家間の相互承認がえられるというのは、先にもみたように、ヘーゲルの議論では基本的な主張と考えてよい。

もちろん、国家承認は、「憲法体制と実態」にかかわるわけだから、実際の戦争に至らずとも達成される場合がある。「独立した民族としてのたがいの定在は、一方では、自由をめぐる抽象的な闘争によって、他方では、自分が秩序ある教養形成された国家であり、それゆえ対外的な相互関係を正しく執り行う可能性を示すことによって、承認に至る⁽¹⁶⁾」。とはいえ、実際には事情に従うとはいっても、内政干渉と戦争を担保したヘーゲルの論理は、平和の保証を確保するにふさわしくないものと評価されるだろう。しかし、戦争に訴える論理こそが問題だとされるなら、少なくともカントとの対比において、ヘーゲルの議論が容認できるレベルにあることは指摘しておかなければならない。

カントは、「永遠平和のための第一確定条項」として「各国家における市民的体制は、共和的でなければならぬ」とする (E.F. 349: 二八)。その理由は、共和的体制の場合、戦争に対して慎重になるが、非共和的体制の場合、そうした慎重さが欠けるからだとされる (ibid.)。こうした体制評価の当否はこの主題ではないのでさておくが、平和を保障するためになんらかの体制が予定されるということがカントの議論の根幹にある。このさい、カントには、永遠平和の達成を自然の意志に還元し (E.F. 365: 六五)、この自然に戦争を含める議論があることを想起すべきである (E.F. 363: 五九)。「ある民族が、その内部の不和によって、公法の強制の下に入るように強いられないとしても、戦争が外からそれを強いるであろう」 (E.F. 365: 六六)。

ヘーゲルにしてもカントにしても結局は戦争によって国家承認をめぐる紛争の決着がみられると考えてしまえば、両者の間に有意義な差異はみられないとすべきかもしれない。また、ヘーゲルのいう「秩序ある教養形成された国家」というものとカントの共和的体制をほぼ無差別に考えることが許されれば、さらにその念が強くなる。しかしながら、少なくともヘーゲルの議論でとくに自覚的に語られているものとして、内政干渉をあげすけに直接的におこなうことを否認する点に注目しておきたい。このような緩和によって戦争に訴えることがさらに抑止されることとはいうまでもないが、直接的な内政干渉の否認は、たんに付帯的な条件づけによるものではなく、ヘーゲルの国家観にあるかなり本質的なところに触れているからである。すなわち、ヘーゲルによれば、一国の憲

法体制は、当の国民の自己意識の教養程度によって編成されるものであって、よしんばそれが理性的なものとみなされても、外挿的に国民に対して押し付けることのできないものだと考えられている (S274, n. Ann.)。直接的な内政干渉の否認は、この主張の系なのである。

もっとも、ヘーゲルは、「たとえば遊牧民族のように、総じて教養程度の低い民族の場合には、どの程度までこれが国家とみなされうるかという問題さえ生じる」 (S331 Ann.) としたり、「思惟された諸規定としての法律」を備えることのない民族は承認されないとしたりするから (S349)、実際の国際関係では「教養程度の低い民族」に国家承認を与えないことを当然視する——場合によっては植民地主義というべき——立場にあるとみられる可能性がある。しかし、こうしたヘーゲルの議論には、教養程度をみずから高く見積もる民族を冷静に評価する観点があることも見逃してはならないだろう。文化を持つと自認する民族は、ほとんど憲法体制を持たない未教養の民族を信用できず、そのことが脅威であるとき、「この粗野な民族をして確固とした国家体制を受け入れるよう強要しようとする」わけだが、そのことは基本的に「思い上がり」なのである (I. S161, S. 251)。このことは、フィヒテの議論への批判ともいえる。フィヒテは、「いかなる行政府ももたず、それゆえ国家を欠いているような民族に対しては、その隣国は、その民族を服従させるか、または、その民族がみずからの国制を作るように強いるか、それとも、隣地から立ち退かせるか、という権利をもっている」 (GN. S73: 四四一) という。ヘーゲルがこのようなあからさまな征服権を主

張することがないことに、注意すべきである。

とはいえ、そうした強要が思上がりであるとしても、国家承認のための要求水準がある種の教養程度に置かれるとすれば、そこに達していると自負する民族は、それを他民族に実際に強要するとヘーゲルが理解していることも確かである。⁽¹⁷⁾ このさいとくに焦点となるのは、冒頭で指摘した「民族精神の自己実現」にかかわる「世界史」論の議論であろう。ヘーゲルは、確かに「世界史」論で、「世界精神の現在の発展段階の担い手」という「絶対的権利」を世界史における支配的 민족 に対して認め、他の諸民族の精神はこれに対しては無権利だと言い切る (§347)。おそらく、この支配的民族の振舞いには戦争行為が含まれるだろうから、短絡的には、支配的民族を自認する者がみずから引き起こした戦争を権利として正当化できる論理をヘーゲルが提供したかに思われる。しかしながら、ヘーゲルは、同じ「世界史」論で明白に、平等の権利を持たないと決めつけられる国民に対して仕掛けられる戦争を、支配的民族の権利をもって正当化せず、むしろ「一定の実質的内容に関する承認を求める闘争」の問題として位置づける (§351 u. Ann.)。

一般にヘーゲルのいう「承認を求める闘争」では、そこに肯定的成果がある場合、普遍的自己意識がもたらされるから、ヘーゲルの主要な関心事は、この普遍的自己意識にこそあって、支配的民族を自負する者の権利主張にはない。もちろん、このことは、そうした自負者に普遍的自己意識が担保されうることを否定するものでもなく、実際にそうであれば、真に支配的民族として幸いにも評価されることになるだろう。しか

しながら、決定的に重要なことは、「世界史」において「もろもろの国家、民族、個人」が「世界精神の内的な仕事の無意識の道具であり分肢である」 (§352) 以上、ヘーゲルの議論を盾にとって「われは世界精神なり」と意識的に主張することは、まったくの詐称にすぎないということである。⁽¹⁸⁾ 世界制覇のイデオロギー的対立がなされるとすれば、ヘーゲル的にはそれは詐称の対立にすぎない。「世界史」において「権利」が認められるのは、つねに「審判」 (§351) の形をとるのであって、当事者が主張しうる性格のものではないのである。

いずれにせよ、ヘーゲルの議論できわめて特徴的なのは、承認を求める国家関係の一方の当事者に対して戦争を正当化しうる特定の事由を提示しないことである。この点、フィヒテの議論と好対照といえよう。フィヒテは、たとえば、承認の拒絶がおこなわれる場合、征服権や戦争権が与えられるとしたり、国家をもたない民族に対して、その民族を服従させるか、国制を作るよう強いるか、立ち退かせるかの権利があるとしたりする (GN. 372-373: 四四〇-四四一)。はなはだしくは、「侵略された国家は、不正を働いた国家に対し、その国家を独立国家としては抹殺し、その臣民を自国に併呑してしまうまで戦争をしかける、という完全な権利を有している」 (GN. 339: 四四八) とさえいう。報復による殲滅戦を権利づけるこうした主張と対比したとき、ヘーゲルの議論の穏健さが際立ってくる。戦争には「戦闘中といえども平和の可能性を失わざること」という「国際法上の規定」が含まれている (§338)。「戦争は、諸国家どうしが平和状態に移行しうるということが可能となるよう

に遂行されなければならない」(VI. § 338, S. 748)。⁽¹⁹⁾

ともあれ、戦争の正当化事由を明示しないのは、ヘーゲル自身が性分としてカテキズムを嫌うことからくるというよりは、国家相互間がおこなう権利主張・侵害主張の無限定性、またそれ自体としての解決不能性の洞察に基づいているとみられる。「国家間の争いは、それぞれの国家の特殊の意志が合意を見出さないかぎり、ただ戦争によってのみ解決される」のだが、「侵害のうちのどれが、明確な条約違反、あるいは承認や名誉の侵害とみなされねばならないか」ということは、どこまでも、それ自体においては決定しがたいことである」(§ 338)。また、現実の侵害のみならず、「迫りくる危険」について憶測することが紛争原因にもなり (§ 335)、国家の権利主張・侵害主張は無際限といわざるをえない。

五 グローバル・スタンダードは特殊である

国家相互の権利主張・侵害主張が無限定でありそれ自体として解決不能であるとしても、実際にはなんらかの形で解決しなければならない。その解決として戦争が持ち出されるとすれば、これに対抗して、戦争によらない解決である国際連合が提起されることもありうる。もちろん、カント的な国際連合は、平和保障を行なうから、この任に堪えるかもしれないが、他方で、国家はそのなかで自由に振舞うことができるわけだから、国家の独立性という紛争の種はそのまま放置されているといってもよい。しかも、国際連合によって紛争調停が強制できるかといえば、それはあくまでそこに参加する国家の主権的な判断によるしかない。

ヘーゲルは、国際連合それ自体を評価するさい、その目的もさることながら組織体としてのあり方を特に重視する。「平和を目的とする国家連合は、こうした連合のうちにあるかどうかの偶然性を孕んでいる。他の諸国家は、この連合を暴力で維持すべきであるが、他の諸国家にあって、同様に自立的なのである」(HE. § 447 Note, VR. Bd. 1, S. 203)。ここでは、組織体を構成するものの自由と組織体の個性性の維持が語られており、諸国家が自由に行動すれば組織体が崩壊するし、組織体を暴力的に維持しようとすれば自由な諸国家のあり方に反することになる。

したがって、実際に国際連合が出来上がったとしても、その結末は現実的なものではなく、当為とならざるをえないとヘーゲルは評価する。「諸国家すべてからなるこうした連盟のなかでは、たんなる当為が個々の国家を束ねており、連盟全体は恣意の上に建てられている」(I. § 162 Ann., S. 253)。また、国際連合それ自体の個性性は、これに加盟しないものとの対立関係を生み出す。「国家だけが個体であり、この個性性には否定が本質的に含まれる。したがって、一定の国家が一つの家族をなしたとしても、こうした連合は、個性性として対立物を創出し、対立物、敵を生み出す。そして、神聖同盟の対立物は、トルコ人やアメリカ人になるだろう」(VI. § 324, S. 734f.)。

このような評価は、当然ながらカントの主観的意図をまったく超えているだろうが、国際連合が真剣な意味で組織体たりうるとすれば、国家と同列の論理に巻き込まれ、論理的には個別国家のあり方を考えれば足りることになる、とヘーゲルは考える。「永遠平和のための一般的な国

際連合なるものは、一国民の支配であろう。あるいは、諸国民の個性性を抹殺する一国民のみが、普遍的君主国のみが存在することになる⁽²⁰⁾。ヘーゲルのとらえ方を紹介するまでもなく、個別国家は、国際関係において主として特殊性の局面でたち現れるほかはない。ヘーゲルは、このことを考えるに、二つのレベルの議論を提示していると思われる。すなわち、個別国家それ自体の自然的・精神的規定性のレベルと、個別国家の対外行動論理のレベルである。

まず、第一の個別国家それ自体の自然的・精神的規定性のレベルについてみると、たとえば、『ハイデルベルク・エンチクロペディー』では、「人倫的な精神は、それ自身、特殊に規定された民族(Volk)において現実態をもつ」(HE, §42, S. 297)とされている。ここでは、こうした特殊性を国家の「直接的な自然性」だとし、より具体的に「地理学的、気候学的な規定性」だとするが、そもそも人倫的精神は「精神的生活の特殊な発展段階にある」(ibid.)とするから、民族ないし国家は、主要には精神の点で特殊な規定性をそなえていると考えられている。こうした国家の特殊性のとらえ方は、『法の哲学』では、「特殊な国民的性格」として挙げられる「民族の歴史的発展段階と、自然必然性に属するすべての諸関係の連関」(§§)として定式化される。この規定では、「民族の歴史的発展段階」が「精神生活の特殊な発展段階」ということである。

自然には抵抗できず、歴史ではすべてが特殊化されるから、このレベルで考えず、現存のあり方において相対的であるにせよ個別国家が特殊

性を乗り越える展望がないのだろうか。この問題にかかわるのが、第二の個別国家の対外行動論理のレベルである。

個別国家そのものは、ヘーゲルに即して考えても、統体として、特殊性をもちながらも普遍的共同性があってはじめて成り立つ理念だから、特殊性だけを際立ててあげつらうのは、一面的な理解だということができれば、個別国家が特殊性を超える展望がつけられそうである。だが、このように普遍性と特殊性を統一する無限性をそなえた個別の共同体が、対他関係においてつねに特殊となるという論理は、少なくともヘーゲルの『法の哲学』では一般性の高いもので、たとえば、家族が市民社会に移行するさいの家族的共同性の位置づけは、まさにそのような形になっていた⁽²¹⁾。共同体は、内向きには普遍性であるとしても、外向きには必然的に特殊性とならざるをえないのである。

もし国家が対外的に普遍性を帯びることができるならば、諸国家は、たがいとその点で同一性を確保し、相互に衝突し合わない仕組みを發明することができるといったものだろう。おそらく、国家の独立性・自立性は、もっとも形式的で抽象的なレベルの諸国家の普遍性であり、同一性になるかもしれない。さらに内容的に規定された普遍性や同一性は、「国家間にそれ自体で独立して通用すべき普遍的な法」である「国際法」としてとらえることができるだろう^(§333)、国際関係における「振舞い方の内的一般性」である「習俗」(Sitt)としてとらえられるだろう^(§339)。しかも、こうした一群の普遍性や同一性は、国際関係に事実上存在しているだろうし、また育てていくこともできるだろう。

しかし、ヘーゲルが根底的に重要だとみなしていることは、よしんば国際関係に具体的な内容を伴った普遍性や同一性が存在するとしても、それを通用させるものが——国際連合を構想するとしてもそれ自体——個別国家でしかありえない以上、その対外行動論理に立脚してこれらの意味合いを考えなければならぬ、ということである。

そうした観点でより基礎的なことを考えると、個別国家は、内向きの普遍性によって内的に支えられている以上、他の国家に対するとき、これを原理として接するしかないことがある。つまり、「国家の福祉一般」——これは今日的には「国益」と称されるものとみてよい——を「国家の他の諸国家に対する態度を決定する最高の法則」(§336)とするしかないわけである。ところが、こうした国家内で通用する普遍性は、国際関係に置かれれば、「一国全体の特殊の意志」(ebd.)ではない。個別国家の振舞い方は、あくまでこうしたものでしかなく、本来的には、国際的な普遍性なるものを最高の法則とするところか、それを自国の特殊性に従属させるものでしかないのである。重要なことは、国際関係では特殊性とみられることが、国内的には普遍性であり、こうした普遍性に依拠して、みずからの主張の正当性を保証していることである。もちろん、国際的な普遍性なるものがある国によって採用されることもありうる。しかし、それは、その国が真に独立し自立しているかぎり、みずからの特殊性と国際的な普遍性なるものが一致した点でしかなく、この採用にあたって主導性を発揮するのは、あくまで当該国家の特殊性であって、普遍性は、この特殊性に反しないかぎりで容認されるにすぎない。

い。おそらく、個別国家に対してみずからの特殊性に反して国際的な普遍性なるものを受容せよというのは、当為であるが、個別国家の意に反して現実化するやり方としては、独立性や自立性の放棄の要求となる。したがって、諸国家間の平和の可能性を個別国家の主権性の喪失状況に求める議論は、もっぱらこのような意味で「正当」なものになるのである。もっとも、ヘーゲルに言わせれば、「独立において現実的精神の独立存在が定在を持つのであるから、独立こそ一国民の第一の自由であり、最高の名譽」(§322)である以上、国民の自由やら名譽などの「自己感情」(§322 Anm.)なるものは、国際平和を前にしては無用の観念だとすることと引き換えなければならない、ということである。

いずれにせよ、おのが国家がグローバル・スタンダードを表現していると称することは、その主張者が当該国家に抱く内向きの普遍性を外向きに反転したにすぎない特殊性で、真実の関係では基本的に通用しない。こうした主張は、少なくともヘーゲルの論理に照らすかぎり、詐称といわざるをえないだろう。もっとも、すでに言及したように、ヘーゲルには「世界史」論として「世界精神の理念」を実現する「支配的民族」の議論があるから(§347)、おそらくヘーゲルを評価するさいに、一般的には、個別国家の特殊性の議論は霞んで、こうした支配的民族によるグローバル・スタンダードの実現擁護者としてヘーゲルを理解する向きも出てくると思われる。しかしながら、こうした支配的民族にしても「特殊な一定の原理を担って出現する」と考えるのがヘーゲルであり

(§34)、よしんば「世界精神の理念」を実現する国家にしても、特殊な存在でしかありえないと考えられるのである。

六 小括

戦争が必然であるのは、国家が独立性と自立性を持つからだだが、より根底的には、この自立性と独立性が自由の精神であることから必然的に国家の内外に否定的関係と呼び覚ますからである。自由の精神を担うということは、つねにこうした戦争状態に身を置くことだともいえるだろう。ヘーゲルは、こうした自由の重みを十分に踏まえた上で戦争論を展開している。ただ、注意しなければならないのは、こうした自由の弁護によって戦争を賛美・奨励するのがヘーゲルの立場ではない、ということだ。むしろ、ヘーゲルは、国家間相互の承認関係の積み重ねによって、個々具体的な関係性の網として平和の形成がなされることのほうが現実的に理性的な論理だと考える。そして、カントが提唱した国際連合も、実質はこの程度のもので評価せざるをえないであろう。もちろん、ヘーゲル的には、そうした承認関係の網においてもさまざまな紛争は起りうるし、事情によっては戦争にも発展しうる。しかし、ある特定の国家や国家集団が国際的普遍性を詐称してみずからの特殊性を強要するようなメカニズムよりは、そのほうがまだ、ということである。この点で、ヘーゲルはカントの判断と基本的にずれてはいない。

主権国家が黄昏していることを祝福し、普遍的な人間共同体への期待を語ることは、それ自体は良心的であるということができるだろう。しか

し、そのことで跳梁跋扈する特殊性を束ねるための人倫性が原理的に構想できないかぎりでは、それは国際的普遍性の詐称的専制状態に身を委ねる議論としてはたらくことになる。もっとも、世界を席卷するこうした国際的普遍性なるものを受容することがおのが「自己感情」である者にとつては、家族や身の回りの社会関係、さらには国民なるものの特殊性こそは、承認できないものなのかもしれない。

注

(1) 馬場伸也「ヘーゲルの国家・歴史観からカント的共同体論へ」、日本平和学会編集委員会編『平和の思想——講座平和学Ⅱ』、早稲田大学出版部、一九八四年、一一八―一九頁。

(2) 馬場は、「経済的な搾取や侵略、あるいは他国民および領土の軍事的・政治的支配は、イデオロギー的に「正当化」されようとする」事態の思想的例示としてヘーゲルの議論を提示している。馬場、前掲箇所参照。なお、金子武蔵は、ヘーゲルの『法の哲学』の国家像を「マイトはライトである」といふ立場より主権の特殊の意志を維持伸張せんとする「権力国家」とする。金子武蔵『ヘーゲルの国家観』、岩波書店、一九四四年、三七〇頁。

(3) 馬場、前掲論文、一二四―一五頁参照。

(4) 馬場、前掲論文、一三二―一三三頁参照。

(5) I. Kant, „Zum ewigen Frieden, Ein philosophischer Entwurf“, in: *Kants Werke, Akademie-Textausgabe*, Bd. VIII, Berlin 1968. 宇都宮芳明訳『永遠平和のために』、岩波文庫、一九八五年。以下、これらの参照

・引用箇所は、つれを言ふと略し、頁数を原書は洋数字、邦訳は漢数字で本文中に記す。

(6) Georg Wilhelm Friedrich Hegel, *Encyclopädie der philosophischen Wissenschaften im Grundrisse*, Heidelberg 1817. 以下、本書の参照・引用箇所は、つれを言ふと略し、節数および頁数を本文中に記す。

(7) G. W. F. Hegel, „Philosophie des Rechts, Nach der Vorlesungsnachschrift von H. G. Hotho 1822/23“, in: *Vorlesungen der über Rechtsphilosophie 1818-1831*, ed. v. K.-H. Ilting (abgek. VR.), Bd. 3, Stuttgart-Bad Cannstatt 1974, S.324, S.829.

(8) G. W. F. Hegel, „Vorlesungen über Naturrecht und Staatswissenschaft, Heidelberg 1817/18 mit Nachträgen aus der Vorlesung 1818/19, Nachgeschrieben von P. Wannemann“, in: *Georg Wilhelm Friedrich Hegel Vorlesungen, Ausgewählte Nachschriften und Manuskripte*, Bd. 1, Hamburg 1983. 以下、本書の参照・引用箇所は、つれを言ふと略し、節数および頁数を本文中に記す。

(9) G. W. F. Hegel, „Naturrecht und Staatswissenschaft im Grundrisse, Grundlinien der Philosophie des Rechts, Berlin 1821“, in: *VR*, Bd. 2. 以下、『法の哲学要綱』の参照・引用箇所は節数のみを本文中に記す。

(10) 「占有や生命」の偶然性の指摘が「戦争の美化につながる」ことについて、シュロモ・アヴィネリ『ヘーゲルの近代国家論』高柳良治訳、未来社、一九七八年、三〇五頁参照。

(11) Johann Gottlieb Fichte, „Grundlage des Naturrechts nach Principien der Wissenschaftslehre“, in: *Fichtes Werke*, hrsg. v. I. H. Fichte (abgek. FW.), Bd. 3, Berlin 1971. 藤沢賢一郎訳「知識学の原理による自然法の基礎」、『フイヒテ全集』第六巻、哲書房、一九九五年。以下、これらの参照・引用箇所は、つれを言ふと略し、頁数を原書は洋数字、邦訳は漢数字で本文中に記す。

(12) J. G. Fichte, „Zum ewigen Frieden. Ein philosophischer Entwurf von Immanuel Kant. Königsberg, bei Nicolovius. 1775. 104 S. 8°“, in: *FW*, Bd. 8, Berlin 1971, S. 434. 杉田孝雄・渡辺壮一訳「カントの『永遠平和のために』論評」、『フイヒテ全集』第六巻、哲書房、一九九五年、四六六頁。

(13) したがって、「主権国家の黄昏」をもちてカントの議論を引き合らに出すことはできなうはちぢぬ。

(14) 権利と不正が抗争しているのであれば、権利の側に単純に重配を上げることもできようが、権利と権利の抗争ゆえ「真正の権利」を決めえない。アヴィネリ、前掲書、三二二頁参照。

(15) 承認は平和状態にだけあると限定できなくとも注意すべきである。「国家が国家として承認しあうことのうちには、戦時においては、すなわち違法、暴力、偶然の状態においてさえ、一つの絆が失われることなく存続する」ということが含まれている」(S.338)。

(16) G. W. F. Hegel, „Naturrecht und Staatswissenschaft nach der Vorlesungsnachschrift von C. G. Homeyer 1818/19“, in: *VR*, Bd. 1,

S. 339.

- (17) 拙稿「経験場における自由の教養——ヘーゲル哲学における教養としての文化概念——」、『フォーラム』十七号、四三頁参照。
- (18) 金子武蔵はこのことを詐称と考えない。「主権は（中略）深く世界精神に根ざしたものでなくては絶対権ではない。世界精神を宿した国家精神がその承認を要求するところに戦争は『世界史に対する意義』をまつのである」。
- 金子、前掲書、三七一頁。
- (19) G. W. F. Hegel, „Philosophie des Rechts, nach der Vorlesungsnachschrift K. G. v. Griesheims 1824/25“, in: *VR.*, Bd. 4. 以下、本書の参照・引用箇所は、これをVIと略し、節数および頁数を本文中に記す。
- (20) G. W. F. Hegel, *Jenaer Systementwürfe III, Gesammelte Werke*, Bd. 8, Hamburg 1976, S. 275.
- (21) 拙稿「自己意識の思惟としての国家——ヘーゲル『法の哲学』における国家への人格の一関与形態——」、『倫理学年報』第三八集、八二頁参照。
- （本稿は、『一橋大学哲学・社会思想研究会』第十五回（一九九八年七月一八日、一橋大学）における筆者の報告「戦争を必然とみることの意味——ヘーゲル『法の哲学』における個別国家の相対化——」の一部を詳論したものである。）